

令和7年度 志摩市公共施設太陽光発電設備等導入事業  
(PPA事業・学校給食センター) 公募型プロポーザル方式募集要項

志摩市が実施する令和7年度 志摩市公共施設太陽光発電設備等導入事業 (PPA事業・学校給食センター) 公募型プロポーザル方式 (以下「本事業」という。) による契約候補者の選定に際し、次のとおり参加者を募集する。

## 1. 事業の概要

### (1) 事業名

令和7年度 志摩市公共施設太陽光発電設備等導入事業 (PPA事業・学校給食センター)

### (2) 事業の目的

本市はほぼ全域が伊勢志摩国立公園内に位置しており、その特性を生かしつつ、「ゼロカーボンパークしま」として、地域脱炭素化を推進するための取り組みを進めている。

本市の市有施設における平常時の温室効果ガス排出を抑制するとともに、再生可能エネルギー設備の導入促進のため、PPA (Power Purchase Agreement : 電力販売契約) の活用により、太陽光発電設備の設計及び設置ならびにその後の運転管理及び維持管理等を行う事業者を公募するにあたり、必要な事項を定めるものである。

### (3) 事業内容

事業者は、事業者の負担により市の公共施設へ太陽光発電設備等を導入し、履行期間において運転、維持管理を行い、市は、太陽光発電設備から供給される電力を対象となる施設で使用し、使用した電力量に応じて代金を支払う。

本事業は、環境省の地域脱炭素移行・再エネ推進交付金 (重点対策加速化事業) を活用し、二酸化炭素排出抑制対策事業費交付金 (地域脱炭素移行・再エネ推進交付金) 交付要綱及び地域脱炭素移行・再エネ推進交付金実施要領に基づき、事業者に対して市から予算の範囲内で補助金を交付する。

なお、本事業の詳細は、別紙仕様書のとおりとする。

### (4) 事業場所

志摩市学校給食センター (三重県志摩市阿児町神明 1537 番地 1)

### (5) 履行期間

契約締結日から撤去完了まで (発電設備の運転開始から運転終了まで : 最長 20 年間)

## 2. 実施型式

公募型プロポーザル方式

## 3. 参加資格要件

本事業のプロポーザルに参加する者 (以下「参加者」という。) は、公告日から契約締結の日までの間、次の各号の全ての要件を満たすものとする。

(1) 地方自治法施行令 (昭和 22 年政令第 16 号) 第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。

(2) 令和 7 年 6 月 1 日現在で志摩市契約規則第 3 条第 2 項に規定する競争入札参加資格者名簿の「事務事業委託 1504 電気」の部門に登録されていること。

- (3) 志摩市建設工事等指名停止措置要綱（平成 20 年志摩市告示第 34 号）に基づく指名停止措置期間中でないこと。
- (4) 手形交換所により取引停止処分を受ける等、経営状態が著しく不健全なものでないこと。
- (5) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく会社更生手続開始若しくは更生手続開始の申立てがなされている場合又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始若しくは再生手続開始の申立てがなされている場合にあつては、一般競争入札参加資格の再審査に係る認定を受けていること。
- (6) 過去 5 年度（令和 2 年度から令和 6 年度）において、本事業と類似の事業（高圧又は特別電圧受電施設の屋上又は屋根等において、太陽光発電設備の設計及び施工を行い、当該施設に電気を売却する事業）の実績を有していること。ただし、実績は公共施設でなくても構わない。
- (7) 本事業を実施する体制の中に、以下の資格を有する者を含めること。
- ・ 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）による一級建築士
  - ・ 電気主任技術者（第 3 種以上）
- 上記資格は、本事業を実施する体制に含まれる協力事業者の中でも構わない。
- (8) 破産法（平成 16 年法律第 75 号）第 18 条又は第 19 条に基づく破産手続きの開始の申し立てがなされていないこと。
- (9) 国税及び地方税を滞納していないこと。
- (10) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 32 条第 1 項各号に掲げる者でないこと。

#### 4. 参加申請・資格審査

##### (1) 参加申込

「参加表明書（様式第 1 号）」、「事業者概要調書（様式第 2 号）」、「類似事業実績調書（様式第 3 号）」及び添付書類を下記受付場所へ郵送（簡易書留）又は持参にて提出すること。

##### (2) 提出書類一覧表

	提出書類の名称	様式	備考
1	参加表明書	様式第 1 号	
2	事業者概要調書	様式第 2 号	
3	登記事項全部証明書		様式第 2 号添付書類
4	直近年度の国税（法人税、消費税）、都道府県税（事業税、都道府県民税）及び市町村民税すべての納税証明書（未納がないことが確認できるもの）		様式第 2 号添付書類
5	一級建築士及び電気主任技術者の資格証の写し		様式第 2 号添付書類
6	直近年度の財務諸表（貸借対照表及び損益計算書等）		様式第 2 号添付書類

7	類似事業実績調書	様式第3号	
8	記載した事業のうち一つは内容が確認できる資料を添付（契約書の写し等）		様式第3号添付書類
9	事業者の概要がわかる資料	任意様式	企業パンフレットなどを1種類

(3) 提出部数

1部

(4) 提出方法

郵送（簡易書留）又は持参にて提出すること。

なお、郵送により提出する際は、電話にて担当所属に受理の確認をすること。また、持参による提出の場合は、事前に電話にて担当所属に持参する日時の連絡を行うこと。

(5) 受付期間

公告日から令和7年7月1日（火） 午後5時までに提出（必着）

(6) 注意事項

①提出書類のすべてに応募事業者名を記入すること。

②持参による場合は、受付期間の午前8時30分から午後5時までに持参すること。ただし、志摩市の休日を定める条例（平成16年志摩市条例第2号）第1条第1項各号に定める休日（以下「市の休日」という。）を除く。

(7) 参加資格の審査結果

提出された書類を確認し、参加資格の有無について令和7年7月4日（金）までに通知する。

(8) 施設の資料の閲覧・貸与

参加資格を有する者が当該施設の資料（建築工事図面、単線結線図、30分電力データ等）の閲覧を希望する場合は、9.（2）問合せ先に電子メールで連絡すること。

なお、貸与を受ける場合は、貸与資料の目録を作成するとともに、事業完了後は全貸与資料を返納又は処分すること。

## 5. 提案書類の作成、提出方法

参加資格審査結果通知書によりヒアリング審査への参加が認められたものは、下記に定める提案書類等を9.（1）書類提出先へ一括して持参又は郵送（簡易書留）にて提出すること。受付期間中に提出がない場合、不備がある場合は、本事業のプロポーザルへの参加資格を無効とする。

なお、受付期間終了後の書類の再提出、差し替え等は認めない。

(1) 提出書類

①企画提案書（表紙）【様式第8号】

②企画提案書【任意様式】

※縦書き又は横書き、作成に使用するアプリケーション（PowerPoint等）、フォントは問わない。ただし、文字サイズは認識に支障が生じないサイズにすること。

※企画提案書には次の内容を含めること。

イ) 実施方針

・提案の基本方針・概要・設備の平常時のシステム構築図等を記載すること。

ロ) 太陽光発電設備

- ・当該施設において想定する太陽光パネルの仕様、個数及び全体の定格出力 (kW)、パワーコンディショナの仕様、台数及び全体の最大定格出力 (kW) を記載すること。  
また、太陽光パネル及びパワーコンディショナの仕様を選定する上で配慮した点を記載すること。

ハ) 自家消費電力量及び温室効果ガス排出削減量

- ・施設における想定自家消費量 (太陽光発電設備の発電電力量のうち施設で使用される量) を算定し、記載すること。検討にあたっては、施設全体の自家消費電力量 (kWh) が最大となる考え方を示すこと。
- ・自家消費率 (想定自家消費量を施設の使用電力量で除したもの) を算定し、記載すること。
- ・1年間の温室効果ガス排出削減量を算定し、記載すること。なお、電力の二酸化炭素排出量係数は、温室効果ガス排出量 算定・報告・公表制度 (令和7年3月環境省・経済産業省公表) で定められている 0.421kg-CO<sub>2</sub>/kWh (中部電力ミライズ(株) 調整後排出係数) を使用すること。

ニ) 設備設置仕様

- ・太陽光発電設備の設置場所、設置方法 (架台等) を記載すること。
- ・想定する設置場所、設置方法における、JIS C8955 (2017) に定められている荷重 (風圧、積雪、地震) に対する太陽光発電設備の耐荷重を、風速、積雪量、震度等を用いて記載すること。
- ・太陽光発電設備の単位面積当たりの重量 (基礎、パネル重量込み: kg/m<sup>2</sup>) を記載すること。

ホ) システム構築

- ・導入設備全体のシステム構築図を記載すること。
- ・PPA 事業者による供給電力と系統からの供給電力の区別の仕方 (電力量計の設置場所及び計量方法等) を記載すること。
- ・平常時の電気の流れを記載すること。
- ・系統停電時 (施設の非常用発電機が運転) の電気の流れを記載すること。
- ・非常時 (系統停電時かつ施設の非常用発電機故障時) の電気の流れを記載すること。

③事業実施体制【任意様式】

イ) 事業実施体制図

ロ) 工事計画概要 (設備導入工程)、工事実施体制、事業フロー及び運転期間における維持管理等のスケジュール

ハ) 運転期間における維持管理・メンテナンス等の計画 (定期点検、設備交換計画、遠隔監視の有無等)、実施体制 (点検時、異常時又は故障時、災害発生後等)

ニ) 工事費、運転管理、維持管理及び撤去のための費用、資金調達を含めた事業資本計画

ホ) 故障、緊急時の対応体制図及び対応方法

ヘ) 運転期間終了後など、設備を撤去し導入前の状態に戻す方法及びその際の注意点等

ト) 事業実施中のリスクに対する対策

- ・損害保険の補償額、適用範囲、その他の対策等を記載すること。

- ・事業者の都合により事業期間の途中で事業を中止した場合に、確実に設備が撤去されるための対策（撤去・廃棄費用の積立、契約書において所有権及び撤去・廃棄費用の移転に関する条文を設けるなど）について記載すること。

※縦書き又は横書き、作成に使用するアプリケーション（PowerPoint 等）、フォントは問わない。ただし、文字サイズは認識に支障が生じないサイズにすること。

#### ④事業者の経営状況

- ・過去3年間の貸借対照表、損益計算書、経常利益（又は営業利益率）、流動比率、自己資本比率等を記載すること。

#### ⑤PPA 料金単価及び発電設備導入前後の電気料金（参考見積）【任意様式】

- ・単価は事業期間中一定とし、参考価格は23円/kWh（税込み）とする。（運転期間最長20年間分の電気料金シミュレーション等を示すこと）。
- ・地域脱炭素移行・再エネ推進交付金（重点対策加速化事業）を活用した場合の単価を併せて示すこと。
- ・単価は消費税及び地方消費税の額を含まない額を記載すること。

#### ⑥その他提案資料

- ・各資料に記載された内容を補完するための資料があれば提出すること。

### (2) 提出部数

8部（正本1部、副本7部）

### (3) 提出方法

郵送（簡易書留）又は持参

### (4) 受付期間

参加資格審査結果通知日から令和7年7月22日（火）午後5時必着

### (5) 注意事項

- ①専門知識を有しない者でも理解できるよう、分かりやすい表現に努めること。
- ②提案内容を評価しやすいように、審査基準等を参考にした企画提案書の作成に努めること。
- ③正本には、事業者名を記入すること。
- ④副本には、事業者名、事業者が推定できるような記述、ロゴマーク等は一切記入しないこと。
- ⑤持参による場合は、受付期間の午前8時30分から午後5時までに持参すること。ただし、市の休日を除く。また、郵送にて提出する場合においても、受付期間内に必着とする。

## 6. 審査方法及び審査内容

「令和7年度 志摩市公共施設太陽光発電設備等導入事業（PPA 事業）公募型プロポーザル審査要項（以下「審査要項」という。）」のとおりとする。

## 7. 質問及び回答

### (1) 提出書類

質問書（様式第4号）

### (2) 提出方法

電子メール又はFAX

受付期間内に受信したことを電話にて確認すること。

(3) 提出期間

公告日から令和7年6月18日(水) 午後5時必着

(4) 回答

令和7年6月23日(月) 午後5時までに志摩市ホームページで回答を公表する。なお、軽微な質問に対しては、この限りではない。

## 8. 契約手続き等

(1) 契約候補者の決定

審査要項に基づき、契約候補者及び順位を決定する。

(2) 契約内容

契約内容については、提案された内容等を踏まえ、契約候補者と交渉し決定する。

(3) 次点者との契約

契約候補者に選定された者が契約を締結しなかった場合、その他権利を失った場合は、その旨を次点者へ通知し、契約交渉を行う。

## 9. 書類提出先及び問合せ先

(1) 書類提出先

志摩市役所 市民生活部 環境・ごみ対策課  
〒517-0592 三重県志摩市阿児町鶯方 3098-22

(2) 問合せ先

志摩市役所 市民生活部 環境・ごみ対策課 担当：堤  
TEL：0599-44-0228 FAX：0599-44-5260  
Mail：kankyogomitaisaku@city.shima.lg.jp

## 10. その他

(1) 提案に係る費用の負担に関する事項

参加表明、提案書類の作成及び提出、ヒアリング審査への参加等に関する費用はすべて参加者の負担とする。

(2) 言語及び通貨

手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限定する。

(3) 提出書類の取扱い

提出書類は返還しない。

(4) 提案内容の実行

本事業のプロポーザルにおいて提案された内容については、市が実行を確約するものではない。

(5) 審査結果の公表

志摩市ホームページにおいて契約候補者の商号又は名称及び契約候補者の総得点を公表するものとする。ただし、提出された書類、審査の過程等は公表しない。

## (6) 施設の見学

参加資格を認めた事業者を対象に、志摩市学校給食センターの見学を行う。

見学を希望する場合は、令和7年6月25日(水)までに担当者へ電子メールで申し込むものとする。見学に当たっては、環境・ごみ対策課および施設管理者の指示に従うこととし、見学期間は、後日参加資格を得た見学希望事業者ごとに調整し、詳細については別途通知する。

なお、志摩市学校給食センターの業務上、確認できる時間又は場所が限られる場合がある。

### 11. 日程

別紙「日程」のとおりとする。

## 日 程

	事項	期日・期間等
1	参加表明書の提出期間	公告日から 令和7年7月1日(火)午後5時まで
2	質問書の受付期間	公告日から 令和7年6月18日(水)午後5時まで
3	質問書に対する回答	令和7年6月23日(月)までに
4	書類審査(参加資格審査)の結果通知 ヒアリング審査の案内通知	令和7年7月4日(金)までに
5	提案書類等の提出期間	書類審査結果の通知日から 令和7年7月22日(火)午後5時まで
6	ヒアリング審査	令和7年7月29日(火) 場所:志摩市役所(予定)
7	選定結果通知	令和7年8月上旬(予定)